

# 鳥取縣公報

## 規 則

### ◇鳥取縣規則第六号

昭和二十三年三月鳥取縣規則第十六号災害救助法第三十  
三條の規定による救助の程度方法及び期間の一部を次の  
ように改正する。

昭和二十六年二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「二、(一)」中「一人一日につき二六円五〇錢以内」とあ  
るを「一人一日につき二九円五〇錢以内」に改める。

### 附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十六年一月一日か  
ら適用する。

### ◇鳥取縣規則第七号

昭和二十六年二月二十七日  
第二千八百八十七号 火 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

家畜商免許証書換交付手数料及び家畜商免許証再交付手  
数料徴收規則を次のように定める。

昭和二十六年二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

家畜商免許証書換交付手数料及び  
同再交付手数料徴收規則

第一條 家畜商法施行規則（昭和二十四年農林省令第九  
十六号）第六條による家畜商免許証書換交付手数料及  
び同規則第七條による家畜商免許証再交付手数料の額  
は、次のとおりとする。

家畜商免許証書換交付手数料 一件につき参百円

同 再交付手数料 同 四百円

第二條 前條の年数料は家畜商免許証書換及び同再交付  
申請と同時に納付しなければならない。

前項により既に納付した手数料は、如何なる事由があ

00231

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年三月五日から適用する。

### 訓令

#### 鳥取縣訓令甲第四号

庁 中 一 般  
地方事務所長

昭和十九年五月鳥取縣訓令甲第十六号鳥取縣地方事務所長専決処分規程の一部を次のように改正する。

昭和二十六年二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 經濟課に關する事項中 一、町村農業会ニ調査報告ヲ命ズルコト(農法五) 一、町村農業会ノ福利施設及附帶事項認可ニ關スルコト(農法一一、令六三) 一、特定法人ノ町村農業会へノ加入認可ニ關スルコト(農法五、令六三) 一、町村農業会ノ会則變更認可ニ

關スルコト(農法一一、令六三) 一、町村農業会ノ副會長又ハ理事ノ解任ノ認可ニ關スルコト(農法三〇) 一、滯納ニ係ル賦課金又ハ過怠金ノ徴收ニ応ゼザル町村ノ処分ノ認可ニ關スルコト(農法三四) 一、町村農業会ノ統制規程ノ設定變更廢止ノ認可ニ關スルコト(農法三九) 一、町村農業会ノ業務及會計ニ關スル監督上必要ナル命令及処分ニ關スルコト(農法四三) 一、町村農業会ノ事務所事業場其ノ他ノ場合ノ臨檢業務ノ狀況又ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ノ檢査ニ關スルコト(農法四四) 一、町村農業會長職務管理執行者ノ指定ニ關スルコト(農法四五、令六三) 一、町村農業会ノ賦課金ニヨリ支辨セントスル特別經費ノ認可ニ關スルコト(農令二四) 一、行政区劃大字又ハ字ノ名稱變更ニ伴フ町村農業会々則ノ記載(事務所ニ關スルモノヲ含ム)更生届受理ニ關スルコト(農規一六) 一、町村農業会ノ賦課金制限外賦課ノ認可ニ關スルコト(農規二九) 一、町村農業会ノ剰余金配当率制限超過ノ認可ニ關スルコト(農規三一) 一、町村農業会 檢査

00232

員ノ選任解任命令ニ關スルコト(農規四〇) 一、町村農業会ノ檢査員服務規程認可ニ關スルコト(農規四〇) 一、農業團體法施行規則第四十一條ニ規定スル事項ノ届出受理ニ關スルコト 一、産業組合ノ登記事項ヲ所轄登記所ニ登記囑託ニ關スルコト(産法一四、一六ノ二乃至一六ノ六) 一、産業組合(産業組合聯合会、組合製糸医療組合、市街地信用組合、同消費組合ヲ除ク以下同ジ)ノ定款變更認可ニ關スルコト(産法三九) 一、信用組合ノ払戻準備貯金ノ法規定外管理運用ノ承認ニ關スルコト(産規一一ノ三産細四ノ三) 一、信用組合ノ事業上余裕金ノ法規定比率外管理運用ノ承認ニ關スルコト(産規一一ノ四産細四ノ八) 一、産業組合ノ諸届処理ニ關スルコト(産細一五、一五ノ二二七) 一、産業組合ノ諸報告処理ニ關スルコト(産細一六、一八乃至二三、二五、二六、三〇乃至三三) 一、産業組合ノ財産(準備金、諸積立金等)処分認可ニ關スルコト(昭一六、一一農省令一〇〇号) 一、農業倉庫ノ業務規定及所在地棟数、建坪収容力ノ變更認可ニ關スルコ

ト(農倉法一三、同規七) 一、自治管理倉庫ノ諸報告処理ニ關スルコト 一、養蚕実行組合設立及解散認可ニ關スルコト(養法二二、二六産法六五準用) 一、養蚕実行組合ノ定款變更認可ニ關スルコト(養法二六、民法三八準用) 一、養蚕実行組合ノ合併及分割認可ニ關スルコト(養令一七) 一、養蚕実行組合ノ理事監事變更届出受理ニ關スルコト(養規一ノ四) 一、養蚕実行組合ノ合併又ハ分割ノ場合ニ於ケル諸手續ノ届出受理ニ關スルコト(養規一ノ八) 一、負債整理組合ノ設立認可ニ關スルコト(負法一五) 一、負債整理組合ノ解散認可ニ關スルコト(負法二四、産法準用六五) 一、農村負債整理組合法第二條但書認可ニ關スルコト(負規五) 一、法人ノ負債整理事業ノ認可ニ關スルコト(負規七) 一、負債整理事業計画並變更認可ニ關スルコト(負規八、二八) 一、負債償還積立金ノ処分認可ニ關スルコト(同一九) 一、負債整理組合ノ規約變更認可ニ關スルコト(同二四、産法準用三九) 一、負債整理組合ノ組織變更認可ニ關スルコト(同二四、産法準

00233

用三九、六八)一、個人整理者承認ニ関スルコト(補規二)一、特別融通資金貸付ニ際シ負債整理組合ノ役員ノ個人保証ヲ徴スル承認ニ関スルコト(補規一〇)一、町村ガ特別融通ヲナス場合ニ於ケル貸付條件認可ニ関スルコト(補規二二)一、期限前ニ特別融通資金ノ償還ヲ爲サシムル場合ノ承認ニ関スルコト一、臨時農村負債処理法施行令第二條但書認可ニ関スルコト

一、負債整理組合ノ諸報告及諸届処理ニ関スルコトの四十五号を削リ「一、知事ノ指定シタル生産資材ノ配給統制ニ関スルコト」の次に次の七号を加える

一、農業協同組合(郡ノ区域ニ滿ナイ区域ヲ地区トスル農業協同組合ニ限ル)ノ定款變更認可ニ関スルコト(農協法四四、同規六)

但シ農業協同組合法第二十八條第一項第一号(事業)第五号(組合員ノ資格、加入、脱退)及第十号ノ選挙ニ関スル規定ニ付テノ定款變更ニ当テハ特ニ知事ノ指示ヲ受ケルコト

一、農業協同組合法第九十四條第二項ニヨル農業協同組

合ノ検査ニ関スルコト。並ニ之ニ伴ヒ措置命令ニ関スルコト(農協法九四、九五)

一、農業協同組合ノ諸報告処理ニ関スルコト(同規四乃至一三、一八、一九)

一、農業倉庫業(郡ノ区域ニ滿ナイ区域ヲ地区トスル農業協同組合ノ経営スルモノニ限ル)ノ認可ニ関スルコト(農倉法六同規一)

一、農業倉庫ノ業務規程ノ變更認可ニ関スルコト(農倉法二二)

一、農業倉庫ノ検査ニ関スルコト(農倉法一五、一六)

一、農業倉庫ノ事業停止及認可取消処分ニ関スルコト(農倉法一七)

附則

この規定は公布の日から施行し昭和二十六年一月三十日から適用する。

告示

鳥取縣告示第八十六号

00234

健康保険法(大正十一年四月法律第七十号)船員保険法(昭和十四年四月法律第七十三号)に基ク保險医を次のように指定した。

昭和二十六年二月二十七日

診療科名	診療科名	鳥取縣知事	西尾愛治
診療科名	診療科名	鳥取縣知事	西尾愛治
内、外科	櫻井醫院	鳥取市賀露町一五三九	管外転出 櫻井博 昭和二十六年二月一日
泌尿科	入沢齒科医院	日野郡日野上村字矢戸四五四	休止 入沢茂三治 一月二十五日
内小兒科	一井醫院	氣高郡大和村大字倭文三三九	管外転出 一井君子 三月一日
外、産、婦人内放射線科	池本醫院	東旧郡赤碕町一五一五	池本謙三 昭和二十六年三月一日
内小兒科	車尾診療所	米子市車尾九〇四ノ五	牧野礼一郎 二月十日

◇鳥取縣告示第八十七号

健康保険法(大正十一年四月法律第七十号)船員保険法(昭和十四年四月法律第七十三号)に基ク保險医の指定を次のように取消した。

昭和二十六年二月二十七日

診療科名	診療科名	鳥取縣知事	西尾愛治
診療科名	診療科名	鳥取縣知事	西尾愛治
内、外科	櫻井醫院	鳥取市賀露町一五三九	管外転出 櫻井博 昭和二十六年二月一日
泌尿科	入沢齒科医院	日野郡日野上村字矢戸四五四	休止 入沢茂三治 一月二十五日
内小兒科	一井醫院	氣高郡大和村大字倭文三三九	管外転出 一井君子 三月一日

